3　東日本少年矯正医療・教育センターの首席専門官三人は、それぞれ教育第一担当、教育第二担当及び支援担当とし、教育第一担当及び教育第二担当の首席専門官は第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（教育調査官）

第十一条　東日本少年矯正医療・教育センター及び関東医療少年院に教育調査官二人を、多摩少年院、久里浜少年院、神奈川医療少年院、瀬戸少年院、京都医療少年院及び浪速少年院にそれぞれ教育調査官一人を置く。

2　［略］

（分院の名称及び位置）

第十二条　［略］

（分院長）

第十三条　［略］

（分院の首席専門官）

第十四条　［略］

2　分院の首席専門官は、第十条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（少年院の統括専門官）

第十五条　少年院及びその分院を通じて統括専門官百五十五人以内を置く。

2　［略］

3　統括専門官は、第十条第一項各号に掲げる事務のうち、院長の指定する分担に係る事務を統括する。

（少年鑑別所の名称及び位置）

第十六条　［略］

（所長及び次長）

第十七条　［略］

2　［略］

3　札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、八王子少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所、福岡少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、それぞれ次長一人を置く。

4　［略］

（少年鑑別所に置く課等）

第十八条　［略］

2　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、秋田少年鑑別所、福井少年鑑別所及び鳥取少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。

（少年鑑別所の庶務課の所掌事務）

第十九条　［略］

（少年鑑別所の首席専門官の職務）

第二十条　［略］

［項を加える。］

（教育調査官）

第七条　多摩少年院及び関東医療少年院に教育調査官二人を、久里浜少年院、神奈川医療少年院、瀬戸少年院、京都医療少年院及び浪速少年院にそれぞれ教育調査官一人を置く。

2　［同上］

（分院の名称及び位置）

第八条　［同上］

（分院長）

第九条　［同上］

（分院の首席専門官）

第十条　［同上］

2　分院の首席専門官は、第六条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（少年院の統括専門官）

第十一条　少年院及びその分院を通じて統括専門官百四十七人以内を置く。

2　［同上］

3　統括専門官は、第六条第一項各号に掲げる事務のうち、院長の指定する分担に係る事務を統括する。

（少年鑑別所の名称及び位置）

第十二条　［同上］

（所長及び次長）

第十三条　［同上］

2　［同上］

3　札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、八王子少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所、福岡少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、それぞれ次長一人を置く。

4　［同上］

（少年鑑別所に置く課等）

第十四条　［同上］

2　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、秋田少年鑑別所、山形少年鑑別所、富山少年鑑別所、福井少年鑑別所及び鳥取少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。

（少年鑑別所の庶務課の所掌事務）

第十五条　［同上］

（少年鑑別所の首席専門官の職務）

第十六条　［同上］